

岐阜県病院関係地方独立行政法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価実施要領（案）

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

平成27年2月2日決定

平成30年7月9日廃止

1 趣旨

この要領は、「岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」（平成22年9月3日岐阜県地方独立行政法人評価委員会決定）に基づき、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

2 目的

中期目標期間の評価を行い法人の当該期間における業務運営を見直すことにより、業務の質の向上、運営の効率化、透明性の確保に資することを目的とする。

3 中期目標期間評価の基本方針

（1）中期目標期間評価は、主として中期目標の達成状況を確認する観点から行う。

（2）中期目標期間評価を行うに当たっては、法人の取組を社会に積極的にアピールするとともに、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の点を考慮する。

ア 県民に提供する医療の充実・向上、法人運営の効率化等を目指した特色ある取組を積極的に評価すること。

イ 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人の業務運営を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価すること。

ウ その他法人を取り巻く諸事情

4 中期目標期間評価の実施方法

中期目標期間評価は、中期目標の期間における中期目標の各項目の達成状況を調査・分析（項目別評価）するとともに、その結果等を踏まえ、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況全体について総合的な評定（全体評価）を行う。

（1）項目別評価

ア 業務実績報告

法人は、岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成22年岐阜県規則第47号）第8条に規定する業務実績報告書に、中期目標及び中期計画に定められた各項目の達成状況を記載し、評価委員会へ提出する。

イ 法人による自己評価

法人は、実績報告を行う各項目のうち中期目標の大項目（次に掲げるもの。以下「自己評価対象大項目」という。）に属するものについては、実績報告と併せて、中期目標の達成状況について、次の4段階により自己評価を行う。

- ① 「3 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」
- ② 「4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」
- ③ 「5 財務内容の改善に関する事項」

④ 「6 その他業務運営に関する重要事項」

段階	説明	判断の目安
IV	中期目標を上回っている	目標の達成状況が 100%超
III	おおむね中期目標どおり達成している	目標の達成状況が 90%超 100%以下
II	中期目標を下回っている	目標の達成状況が 60%超 90%以下
I	中期目標を大幅に下回っている	目標の達成状況が 60%以下

ウ 評価委員会による検証

評価委員会は、自己評価対象大項目に属するものについて、「中期目標が達成されたかどうか」の観点から、中期目標の達成状況について、項目ごとに法人による自己評価を総合的に検証する。法人による自己評価と評価委員会の検証結果が異なる場合は、その理由等を示す。

(2) 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況全体について、次の5段階により総合的な評定を行うとともに、記述式で総括的な評価を行う。

段階	説明
S	中期目標を大幅に上回っており、特筆すべき達成状況にある
A	中期目標が十分に達成されている
B	中期目標がおおむね達成されている
C	中期目標がやや達成されていない
D	中期目標が達成されていない

5 中期目標期間評価のスケジュール

6月30日	○業務実績報告書の提出期限
7月上旬～7月中旬	○評価委員会の開催 ・業務実績報告書の説明及び法人へのヒアリング ・業務実績報告書の調査・分析(検証)
8月上旬～8月中旬	○評価委員会の開催 ・評価結果(案)の決定
8月中旬～8月下旬	○評価結果(案)に対する法人からの意見申出 ○評価結果の決定及び法人への通知 ○通知事項の知事への報告及び公表

6 法人への勧告

評価委員会は、中期目標期間評価の結果、必要があると認めるときは、法人に対して、地方独立行政法人法第30条第3項の規定による業務運営の改善その他の勧告をするものとする。

7 その他

この要領は、法人を取り巻く諸事情や中期目標期間評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を行うものとする。